

若者が今も将来も魅力が持てる処遇改善を 管理職員の大幅な処遇引上げは必要

見直し後

行政職俸給表(一)

級	本府省職員	本府省以外の職員	
		民間企業	
	東京23区 企業規模 1,000人以上 の本店事業所	左を除く	
		企業規模 500人以上 の事業所	企業規模 100人以上 500人未満 の事業所
10	支店長 工場長 部長 部次長	支店長 工場長 部長 部次長	
8	課長	課長	支店長 工場長 部長 部次長
7			
6	課長代理	課長代理	課長
5			
4	係長	係長	課長代理
3			係長
2	主任	主任	主任
1	係員	係員	係員

本局の課長は、
7級・8級に昇格で
きる枠の確保を！

事務所長・副
所長は、7級・8
級に昇格できる
枠の確保を！

事務所課長は、
5級・6級に昇格で
きる枠の確保を！

7月25日人事院は、2025年の人事院勧告に向け、官民比較企業規模の見直しをホームページで公表しました。見直し後の一覧表(左記)に該当するように、地方整備局課長を7級・8級に、事務所長・副所長を7級・8級に、事務所課長は5級・6級に昇格枠を確保して、処遇を見直すようにすべきです。また、出張所長は、事務所課長に準じて処遇を見直すべきです。

若い世代の離職者が増えているのは、若い世代の処遇だけでなく、中高年の処遇も見

2025年7月25日に公表された『人事院勧告に向けた見直し資料から』

国土交通省管理職ユニオン
中央本部 2025. 8月